

指定管理者の指定議案の概要

—平成26年12月定例会—

目 次

議案第 123号	仁王地区活動センターの管理を行う指定管理者の指定について……………	1
議案第 124号	盛岡市都南体育館の管理を行う指定管理者の指定について……………	3
議案第 125号	盛岡市立築川老人福祉センター及び盛岡市立川目児童センター築川分室の 管理を行う指定管理者の指定について……………	5
議案第 126号	盛岡市産学官連携研究センターの管理を行う指定管理者の指定について……………	7
議案第 127号	盛岡市川目生活改善センターの管理を行う指定管理者の指定について……………	9
議案第 128号	盛岡市岩手公園の管理を行う指定管理者の指定について……………	11
議案第 129号	盛岡ふれあい覆馬場プラザの管理を行う指定管理者の指定について……………	13
議案第 130号	大台地区コミュニティセンターの管理を行う指定管理者の指定について……………	15
議案第 131号	小袋地区コミュニティセンターの管理を行う指定管理者の指定について……………	17

議案第 123 号

仁王地区活動センターの管理を行う指定管理者の指定について

1 選定までの経過

平成26年 7月15日	申請予定者説明会の告知（広報，ホームページ）
7月24日	募集要項・仕様書等の配布開始
7月24日	申請予定者説明会の開催（6団体の参加）
7月29日～9月8日	公募期間
9月26日	審査の実施

2 選定対象施設

- (1) 名 称 仁王地区活動センター
- (2) 位 置 盛岡市三ツ割字下更ノ沢26番地4
- (3) 新規・再指定の別 新規
- (4) 指定期間 平成27年4月1日～平成30年3月31日
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 不採用
- (7) 公募・非公募の別 公募

3 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 6団体

※ いずれの団体も申請資格要件を満たしていることが確認された。

- (2) 指定管理者候補者

- ・団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- ・代表者名 理事長 [REDACTED]
- ・所在地 [REDACTED]

- (3) 候補者の主な業務内容

盛岡市の福祉行政と一体になって、盛岡市民の福祉の向上に寄与することを目的とし、第1種福祉事業、第2種福祉事業及び公益事業を行っている。

- (4) 候補者の実績

平成25年度は、事業団立保育所、児童発達支援事業所2施設をはじめ老人福祉センター26施設、児童（館）センター33施設、軽費老人ホーム、障害者支援施設、児童発達支援センター、老人デイサービスセンター、身体障害者福祉センター、地域福祉センター、母子生活支援施設各1施設のほか、公益事業施設として地区活動センター13施設、老人憩いの家4施設、世代交流センター及び勤労青少年ホーム各1施設の合わせて88施設3付帯事業の管理運営を実施している。

4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	社会福祉法人 盛岡市社会福祉事業団	600.0点	456.8点	76.13%	9,956,000円	9,953,000円
2	A		424.7点	70.78%		9,776,295円
3	B		380.5点	63.41%		9,756,000円
4	C		368.4点	61.40%		9,956,000円
5	D		350.3点	58.38%		9,500,000円
6	E		296.8点	49.46%		9,693,637円

※ 6団体のうち5団体が満点の100分の50以上である。また、すべての審査員が同一の大項目に0点を付けた申請者はいない。

5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

- ・ それぞれの団体の特色を生かした事業計画であり、適切な管理・運営が図られるよう配慮されていることがうかがわれるものであった。
- ・ その中で、指定管理者候補者となった団体は、実績に裏付けされた堅実な事業計画である点や、経営のノウハウを把握してきめ細かい施策を実施する申請内容となっている点などが評価された。

議案第 124 号

盛岡市都南体育館の管理を行う指定管理者の指定について

1 選定までの経過

平成26年 7月15日	申請予定者説明会の告知（広報，ホームページ）
7月18日	募集要項・仕様書等の配布開始
7月25日	申請予定者説明会の開催（2団体の参加）
8月1日～9月8日	公募期間
10月9日	審査の実施

2 選定対象施設

- (1) 名 称 盛岡市都南体育館
- (2) 位 置 盛岡市津志田14地割19番地 1
- (3) 新規・再指定の別 再指定
- (4) 指定期間 平成27年 4月 1日～平成32年 3月31日
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 採用
- (7) 公募・非公募の別 公募

3 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・団体名称 見前地区体育振興会
- ・代表者名 会長 [REDACTED]
- ・所在地 [REDACTED]

(3) 候補者の主な業務内容

見前地区住民相互の連携・協調を図り，スポーツの普及と体力の向上に努め，明るく住みよい地域づくりに貢献することを目的とし，次の活動を行う。

- ・地域住民の体力向上，スポーツの普及に関する各種情報・連絡の提供
- ・体育施設の活用促進
- ・地域におけるスポーツ行事の企画・実施
- ・（公財）盛岡市体育協会をはじめ，他スポーツ団体との連携・協調
- ・その他，本会の目的達成に関する活動

(4) 候補者の実績

- ・盛岡市都南体育館指定管理業務

4 採点結果

申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
見前地区体育振興会	504.0点	316.1点	62.71%	12,469,000円	12,469,000円

※ 満点の100分の50以上である。また、すべての審査員が同一の大項目に0点を付けた申請者はいない。

5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

- ・ これまでの管理者としての実績や、地域住民のために活動している点、また、新たに他地域との交流事業を実施するなどの点が評価された。
- ・ 施設を管理する上での職員体制、団体としての管理体制、地元雇用への配慮、施設の設置理念や目的・課題への理解等の項目において評価が高かった。

議案第 125 号

盛岡市立築川老人福祉センター及び盛岡市立川目児童センター築川分室の管理を行う
指定管理者の指定について

1 審査までの経過

平成26年 8月18日	仕様書等の配布
8月19日～9月17日	募集期間
10月 2日	審査の実施

2 審査対象施設

- (1) 名 称 盛岡市立築川老人福祉センター及び盛岡市立川目児童センター築川分室
- (2) 位 置 盛岡市川目第10地割78番地 1
- (3) 新規・再指定の別 再指定
- (4) 指定期間 平成27年 4月 1日～平成32年 3月31日
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 不採用
- (7) 公募・非公募の別 非公募
(非公募理由)

コミュニティ地区組織（地区福祉推進会等）の事務局の設置を認めている施設については、コミュニティ活動及び地域福祉活動の一層の活性化を図る観点から、地域の人材を積極的に活用しながら、事務局機能と一体的に管理運営を行う必要があるため。

3 申請の状況及び審査結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

- (2) 指定管理者候補者

- ・団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- ・代表者名 理事長 [REDACTED]
- ・所在地 [REDACTED]

- (3) 候補者の主な業務内容

盛岡市の福祉行政と一体になって、盛岡市民の福祉の向上に寄与することを目的とし、第1種福祉事業、第2種福祉事業及び公益事業を行っている。

- (4) 候補者の実績

平成25年度は、事業団立保育所、児童発達支援事業所 2施設をはじめ老人福祉センター26施

設、児童（館）センター33施設、軽費老人ホーム、障害者支援施設、児童発達支援センター、老人デイサービスセンター、身体障害者福祉センター、地域福祉センター、母子生活支援施設各1施設のほか、公益事業施設として地区活動センター13施設、老人憩いの家4施設、世代交流センター及び勤労青少年ホーム各1施設の合わせて88施設3付帯事業の管理運営を実施している。

4 採点結果

申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
社会福祉法人 盛岡市社会福祉事業団	784.0点	494.6点	63.08%	(築川老人福祉センター)	
				9,820,000円	9,820,000円
				(川目児童センター築川分室)	
				3,072,000円	3,072,000円

※ 満点の100分の50以上である。

5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

- ・ 数々の施設の指定管理運営の実績を生かし、利用者が安心、安全に利用できるように配慮された計画がうかがえ、管理運営に安定感が感じられる点が評価できる。
- ・ また、合築施設の優位性から、世代間交流、地域間の交流、ふれあい事業などの地域特性を生かした事業が企画、実施されているほか、介護予防事業への取組や支援が必要な児童に対する研修が行われるなど柔軟な運営が評価される。

議案第 126 号

盛岡市産学官連携研究センターの管理を行う指定管理者の指定について

1 審査までの経過

平成26年 9月 2日	仕様書等の配布
9月 2日～10月 1日	募集期間
10月 3日	審査の実施

2 審査対象施設

- (1) 名 称 盛岡市産学官連携研究センター
- (2) 位 置 盛岡市上田四丁目3番5号
- (3) 新規・再指定の別 再指定
- (4) 指定期間 平成27年4月1日～平成32年3月31日
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 不採用
- (7) 公募・非公募の別 非公募
(非公募理由)

本施設は、岩手大学との連携による事業者の支援を目的とした施設であり、「岩手大学との共同研究の実施」又は「岩手大学の研究成果を基とした新たな企業の創出」を入居条件としてい
ることと、施設の設置場所が岩手大学構内であることから、指定管理者として岩手大学を選定
することが本施設の機能を最大限発揮できると考えられるものであるため。

3 申請の状況及び審査結果

- (1) 申請団体数 1団体
※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。
- (2) 指定管理者候補者
 - ・団体名称 国立大学法人岩手大学
 - ・代表者名 学長代行 西谷 泰 昭
 - ・所在地 盛岡市上田三丁目18番8号
- (3) 候補者の主な業務内容
 - ・大学の運営

(4) 候補者の実績

平成22年4月から平成27年3月の盛岡市産学官連携研究センターの指定管理における同セン
ターの運営を通じ、下記のとおり同センターの入居率が高い状況となっており、雇用の増加も

見られる。また、入居者支援を通じて、入居企業の新製品開発が各種表彰を受けた他、同センターを卒業した企業が市内に事業所を立地し、また同センター入居中に開発した製品の量産化に入るなどの成果が出てきている。

・入居状況 34室中32室、8ブース中2ブース入居（面積ベース94%）【平成26年10月1日現在】

・雇用の増加 平成22年度：3名、23年度：8名、24年度：5名、25年度：6名

4 採点結果

申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
国立大学法人岩手大学	465.6点	309.2点	66.40%	13,249,000円	13,249,000円

※ 満点の100分の50以上である。

5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

- ・大学の持つ知的・人的資産を活用し、入居企業の研究・開発を支援するとともに、様々な交流の場を設けながら研究開発型企業の誘致を目指す取組により、入居企業の新製品の開発や入居率の向上といった成果が出ている点は高く評価される。

議案第 127 号

盛岡市川目生活改善センターの管理を行う指定管理者の指定について

1 審査までの経過

平成26年 7月11日	仕様書等の配布
7月14日～8月15日	募集期間
8月28日	審査の実施

2 審査対象施設

- (1) 名 称 盛岡市川目生活改善センター
- (2) 位 置 盛岡市川目第10地割1番地1
- (3) 新規・再指定の別 再指定
- (4) 指定期間 平成27年4月1日～平成32年3月31日
- (5) 指定管理料の有無 無
- (6) 利用料金制 不採用
- (7) 公募・非公募の別 非公募

(非公募の理由)

地域住民が専ら使用している施設であって、当該地域住民で組織する団体を指定管理者に指定し、管理運営を行っている施設のため。

3 申請の状況及び審査結果

- (1) 申請団体数 1団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

- (2) 指定管理者候補者

- ・団体名称 福名湯親和会
- ・代表者名 会長 [REDACTED]
- ・所在地 [REDACTED]

- (3) 候補者の主な業務内容

地域住民の親睦と地元の活性化を図る。

- (4) 候補者の実績

当該施設の管理について、施設の設立当初から管理を行ってきた。

4 採点結果

申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
福名湯親和会	219.2点	127.7点	58.25%	—	—

※ 満点の 100分の50以上である。

5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

- ・ 当該管理者は、地域の自治組織であり、施設の設置当初から、実質的に管理を行っている団体であり、地域全体で運営に参加する形がとられている。事業実績においても、地域振興の拠点として、住民の各種会合はもとより、勉強会、料理教室、夏祭りなど季節ごとの行事、敬老会、保健教室、交通安全教室等々に活用され、計画的な施設管理が行われており、山村振興という施設の設置目的を十分果たしているとして評価できる。
- ・ 施設の管理においては、堅実な運営により良好な状態が保持されており、今後の管理においても良好な管理運営が期待できる。

議案第 128 号

盛岡市岩手公園の管理を行う指定管理者の指定について

1 選定までの経過

平成26年 7月15日	申請予定者説明会の告知（広報，ホームページ）
7月22日	募集要項・仕様書等の配布開始
7月24日	申請予定者説明会の開催（2団体の参加）
7月28日～8月27日	公募期間
9月4日	審査の実施

2 選定対象施設

- (1) 名称 盛岡市岩手公園
- (2) 位置 盛岡市内丸1番37号
- (3) 新規・再指定の別 再指定
- (4) 指定期間 平成27年4月1日～平成32年3月31日
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 不採用
- (7) 公募・非公募の別 公募

3 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・団体名称 特定非営利活動法人 緑の相談室
- ・代表者名 理事長 [REDACTED]
- ・所在地 [REDACTED]

(3) 候補者の主な業務内容

- ・みどりの相談室運営事業
- ・緑の啓蒙事業
- ・緑に関する環境調査設計受託事業
- ・公園等管理受託事業
- ・森林整備等環境保全を図る事業
- ・地域の活性化を図る事業

(4) 候補者の実績

- ・盛岡市岩手公園指定管理業務
- ・内丸緑地指定管理業務
- ・岩手県立緑化センター指定管理業務

4 採点結果

申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
特定非営利活動法人 緑の相談室	624.0点	407.3点	65.27%	20,945,000円	20,940,000円

※ 満点の100分の50以上である。また、すべての審査員が同一の大項目に0点を付けた申請者はいない。

5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

- ・ これまで約8年間の管理実績があり、選定対象施設の現状を的確に把握し、また問題を適切に捉えて運営している点が評価された。
- ・ 自主事業に力を入れた計画を立てている点が評価された。

議案第 129 号

盛岡ふれあい覆馬場プラザの管理を行う指定管理者の指定について

1 選定までの経過

平成26年 7月15日	申請予定者説明会の告知（広報、ホームページ）
7月17日	募集要項・仕様書等の配布開始
7月23日	申請予定者説明会の開催（1団体の参加）
7月30日～8月29日	公募期間
9月11日	審査の実施

2 選定対象施設

- (1) 名称 盛岡ふれあい覆馬場プラザ
- (2) 位置 盛岡市青山二丁目6番8号
- (3) 新規・再指定の別 再指定
- (4) 指定期間 平成27年4月1日～平成32年3月31日
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 採用
- (7) 公募・非公募の別 公募

3 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1団体
※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。
- (2) 指定管理者候補者
 - ・団体名称 青山地区まちづくり協議会
 - ・代表者名 会長 [REDACTED]
 - ・所在地 [REDACTED]
- (3) 候補者の主な業務内容
 - ・盛岡ふれあい覆馬場プラザの指定管理事業
 - ・地域づくり計画に基づく地域協働事業
- (4) 候補者の実績
 - ・盛岡ふれあい覆馬場プラザ指定管理業務

4 採点結果

申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
青山地区まちづくり協議会	672.0点	433.4点	64.49%	10,781,000円	10,781,000円

※ 満点の100分の50以上である。また、すべての審査員が同一の大項目に0点を付けた申請者はいない。

5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

- ・ 施設の歴史的価値、地域の交流拠点としての位置付けをよく理解し、地域町内会等と連携を図りながら、着実な管理運営を行ってきた実績が高く評価できる。また、地域各団体から構成された組織であるメリットを生かした事業計画となっている。

議案第 130 号

大台地区コミュニティセンターの管理を行う指定管理者の指定について

1 審査までの経過

平成26年 7月18日	仕様書等の配布
7月22日～8月21日	募集期間
9月2日	審査の実施

2 審査対象施設

- (1) 名 称 大台地区コミュニティセンター
- (2) 位 置 盛岡市玉山区好摩字新田 155番地19
- (3) 新規・再指定の別 再指定
- (4) 指定期間 平成27年4月1日～平成32年3月31日
- (5) 指定管理料の有無 無
- (6) 利用料金制 不採用
- (7) 公募・非公募の別 非公募

(非公募の理由)

地域住民が専ら使用している施設であって、当該地域住民で組織する団体を指定管理者に指定し、管理運営を行っている施設のため。

3 申請の状況及び審査結果

- (1) 申請団体数 1団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・団体名称 大台自治会
- ・代表者名 会長 [REDACTED]
- ・所在地 [REDACTED]

(3) 候補者の主な事業内容

- ・保健、衛生、福祉、消防、防犯に関すること。
- ・体育、レクリエーション、教育文化に関すること。
- ・生産に関すること。
- ・大台地区コミュニティセンターに関すること。
- ・市行政推進に関すること。
- ・大台地区農地水環境保全対策の活動に関すること。
- ・大台自治会自主防災組織に関すること。

- ・その他目的達成に関すること。

(4) 候補者の実績

- ・大台地区コミュニティセンターの指定管理業務

4 採点結果

申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
大台自治会	255.2点	219.1点	85.85%	—	—

※ 満点の 100分の50以上である。

5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

- ・ 当該施設は、地域密着型の施設であり、今後とも、専ら地域住民が多く利用する施設になると考えられるが、地域の活性化に向けた自主事業計画や会員相互の協力体制が構築されていること等から、今後も適正な管理運営が期待できる。

議案第 131 号

小袋地区コミュニティセンターの管理を行う指定管理者の指定について

1 審査までの経過

平成26年 7月18日	仕様書等の配布
7月22日～8月21日	募集期間
9月2日	審査の実施

2 審査対象施設

- (1) 名 称 小袋地区コミュニティセンター
- (2) 位 置 盛岡市玉山区好摩字夏間木70番地31
- (3) 新規・再指定の別 再指定
- (4) 指定期間 平成27年4月1日～平成32年3月31日
- (5) 指定管理料の有無 無
- (6) 利用料金制 不採用
- (7) 公募・非公募の別 非公募
(非公募の理由)

地域住民が専ら使用している施設であって、当該地域住民で組織する団体を指定管理者に指定し、管理運営を行っている施設のため。

3 申請の状況及び審査結果

- (1) 申請団体数 1団体
※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・団体名称 小袋自治会
- ・代表者名 会長 [REDACTED]
- ・所在地 [REDACTED]

(3) 候補者の主な事業内容

- ・保健、衛生、消防、防犯に関すること。
- ・体育レクリエーション、教育文化に関すること。
- ・生産に関すること。
- ・公民館に関すること。
- ・自治会街灯（防犯灯）管理に関すること。
- ・市行政推進に関すること。
- ・その他目的達成に必要なこと。

(4) 候補者の実績

- ・小袋地区コミュニティセンターの指定管理業務

4 採点結果

申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
小袋自治会	255.2点	224.1点	87.81%	—	—

※ 満点の100分の50以上である。

5 総評 (選定された団体の評価が高かった点について)

- ・当該施設は、地域密着型の施設であり、今後とも、専ら地域住民が多く利用する施設になると考えられるが、地域の活性化に向けた自主事業計画や会員相互の協力体制が構築されていること等から、今後も適正な管理運営が期待できる。